

## 陳述書の公開につきまして

訴状の公開に続き、今後の公共訴訟の一助となればと願い、この度、陳述書を公開させていただきました。本事件と本訴訟の概要につきましては、以下をご参照ください：

[https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima\\_Notice\\_20230928\\_2ndRev1005.pdf](https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima_Notice_20230928_2ndRev1005.pdf).

また、日本の公共訴訟につきましては、以下のような取り組みがあります：

<https://www.call4.jp/other.php?key=thebasics>,

私の知る限り、日本社会における公共訴訟の現状は原告側にとって非常に厳しいものがあります。本行政訴訟が日本の公共訴訟およびその関連諸活動の一助になれば、と切に願っております。

2024年2月9日

(同年2月25日加筆修正)

中島 清貴

## はじめに

本文書は、2023年6月1日に実施された人証のために用意された陳述書である。訴状では、行政法的な観点から専門性の高い主張が展開されていたのに対し、陳述書では、本事件の背景に触れることで裁判官の心証を補うことに焦点が置かれている。とりわけ、甲南大学による調査当時、私が置かれていた状況や心境について紙幅が割かれている。

しかし、調査当時の私の状況や心境について述べる、とはいっても、陳述書が「書証」である以上、たとえ、それが私的、公的にいくら重要な事柄であったとしても、原告としての請求内容に直接的に関係しえない事柄に紙幅を割いたとして、それが裁判官によって考慮の対象となることはない。そこで、訴状同様に、本陳述書においても、文末に注釈を加えることで、本事件の様態が「より立体的に」理解しえるよう配慮した。

訴状を作成し、本訴訟を提起した2021年4月当時の私の心境が、強大な行政権力に対する「恐怖」とその杜撰な運用への「怒り」によって構成されていたのに対し、それから約2年の時を経て、陳述書を作成していた当時の私の心境を占めていたのは、**国側の杜撰な運用体制に盲従しつつ、表立っては「魂無く、実体も無い、聞き心地の良い言葉」**を易々と世の中に吐き続けている当の大学関係者たちに対する「怒り」を超えた「**深い悲しみ**」であった。それは、訴訟準備の頃より抱いてきた幾多の疑問が、訴訟の進展と共に氷解されるにつれ、「大学や国の私への処分はもとより、国の調査制度がおかしいと誰ひとり思わなかったのか」、「真理を追求するアカデミアで、なぜこれほどまでに“真理から遠くかけ離れたこと＝**存在の破壊と軽視**”が起きうるのか」という「悲しみ」であった。

他方、本訴訟を迫る過程で、**フラッシュバック**に悩まされるようにもなっていた。訴訟迫行のため、大学による調査の様態や突然の解雇、または国からの予期しえない処分の通知など、当時の様々な状況を「正確に思い起こす」作業が必要となってくる。こうした作業を2年近く続けていく中、「突然、目の前で」、調査を受けているような錯覚や解雇通知書を受け取るような錯覚に陥り、動悸や多量の発汗および眩暈が襲ってくるようになっていた。そして、その症状が最も酷く、また、最も頻繁に起きていた時期が本陳述書を作成し、人証の準備をしている時期であった。

したがって、本陳述書が作成され、人証に臨もうとしていた頃の私の心身の状態は日によって大きな変動があった。それにも関わらず、当時のこうした状態ゆえにとにかく発散しが

ちな私の文案を、冷静に整理し、書証として本陳述書にまで完成にこぎつけることができたのは、ひとえに弁護団の尽力によるものである。上記のような経緯もあり、本陳述書に対する私の思い入れは非常に強い。

本陳述書末の注釈が、結果的に、訴状末の注釈より多く、長くなってしまったことの背景には、上記のような陳述書作成当時の私の感情や心身の状態が少なからず影響したのではないかと、とも想察している。意識することなく、注釈の記載が増えると同時に、自らの感情を抑制しながら注釈を記すことそのものに困難を感じることも間々あった。

こうした困難にあって記載された文末の注釈には、**2018年に横領(私的流用)の噂を立てられて自殺した学生**のことも触れている。本行政訴訟には直接的に関係しない事件である。しかし、事件の時系列を観る限り、長坂理事長および中井学長を責任者とする私への調査や懲戒に有意な影響を与えた事件であると考えてるのが自然である。

私の事件と当の学生の事件に関わる「ガバナンス上の問題」や「法的該当性の問題」については文部科学省のみならず、その他の関係省庁との連携にあって、国の大学に対する意向—あるいは市民の大学に対する意向—に委ねるしかないと考えている。少なくとも現在(いま)の私には、大学を相手取り、幾つか想念される法的該当性の問題について、新たに訴訟を提起するだけの余力は残っていない。また、仮に、余力が残っていたにしても、かつての同僚や教え子の顔が思い起こされることから、やはり私には提起しえない。

他方、説明責任や自殺した学生遺族が望む第三者委員会の設置などは、「ガバナンス上の問題」や「法的該当性の問題」をも包摂する「**道義的問題**」であり、ハイエクが強調する**共同体内において「明文化されていない法」**に関わる問題である。注釈にも記載したことであるが、共同体内の地位やその歴史が人の行いを意味あるものにしてくれるのではない。人の行いこそが共同体内の地位やその歴史に「何かの意味を与える」のである。学生の自殺の意味を大学内でどのように連鎖させていくか—ひいては若者の自殺の意味を日本社会においてどのように連鎖させていくか、それらを**無意味な虚無的行為に貶めるか否か**—は理事長と学長、「**易きに流されない、あなた方の行い**」にかかっている。

2024年1月4日

中島 清貴

令和3年（行ウ）第35号 決定処分取消等請求事件

原告 中島 清貴

被告 独立行政法人日本学術振興会

補助参加人 学校法人甲南大学

## 証 拠 申 出 書

令和5（2023）年4月14日

大阪地方裁判所 第7民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 大川 真 郎

同 弁護士 繁 松 祐 行

同 弁護士 柳 本 哲 亨



頭書事件について、下記のとおり証拠を申し出ます。

### 第1 原告本人尋問

#### 1 原告

中島清貴（同行・尋問予定時間30分）

#### 2 立証の趣旨

原告主張事実

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

## 尋 問 事 項 書

- 1 原告の経歴、主要研究テーマ
- 2 研究費の申請・受領に関して
- 3 本件重複申請にかかる事実経過および原告の認識
- 4 本件処分によって原告が被っている不利益
- 5 その他関連事項一切

以 上

陳 述 書

令和 5 年 8 月 18 日

氏名 中島 清貴



住所 [Redacted]

第 1 経歴

1 私の経歴は次のとおりです。

2003年4月～2007年3月 京都学園大学経済学部 専任講師

2007年4月～2008年3月 同学同学部 准教授

2008年4月～2014年3月 甲南大学経済学部 准教授

2014年4月～2020年8月 同学同学部 教授

2004年4月～2006年3月 内閣府経済社会総合研究所 客員研究員

2012年7月～2013年10月 カルフォルニア大学サンディエゴ校  
客員研究員

2018年9月～2019年2月 日本銀行金融研究所 客員研究員

2019年3月～2019年9月 コロンビア大学日本経済経営研究所 客  
員研究員

2 上記のとおり、私は経済学部の研究者、教員として長年勤めてきました。専門分野は応用計量経済学であり、データの使用を基に、日本の金融政策や銀行行動および日本企業の設備投資行動や日本人の集団主義的行動を中心に研究ならびに論文発表を重ねてきました。

甲南大学には2008年以降、10年以上在籍していましたので、同僚教員、職員、学生との付き合いも長くなり、学生らとともに甲南大学経済学会主催のインターゼミナール大会などといった学術大会にも参加する中で、甲南大学に

対する愛着、帰属意識が年々強くなっていきました。本件処分にかかる重複申請が発覚した2019年頃には、もう甲南大学は私にとって「自分の居場所」と呼べるほど、掛け替えのない大切な学校・職場でした。

## 第2 研究費の申請・受領に関して

### 1 研究費の概要

- (1) 甲南大学在籍中、私が受領していた研究費としては、基金助成金、教員研究費（教研費）、総合研究所研究費（総研費）の3種類がありました。基金助成金は独立行政法人日本学術振興会、教研費と総研費は甲南大学がそれぞれ出捐者という違いがあり、申請書類の宛先も異なっていましたが、いずれの研究費にかかる申請・受領も、甲南大学を通して行っていました。
- (2) 年度によって違いはありますが、基金助成金は直接経費と間接経費を含めて年間約100～150万円程度、総研費は100～200万円程度、教研費は年間30万円でした。基金助成金と総研費はいずれも、事前に交付申請を行い、これに基づく審査を経て決定された額が支給されるというものでした。

### 2 根拠資料（領収書）等の提出について

- (1) 教研費と総研費に関して、支出の根拠資料（領収書等）については毎年度2月にまとめて提出すればよいとされており、一括して提出していました。  
他方で、基金助成金については、支出があった際に根拠資料を提出するように大学から指示されていたため、支出の都度、甲南大学宛に提出していました。総研費についてはそういうことはありませんでしたが、基金助成金については、大学職員から研究費の残額があると指摘を受けることがよくありました。
- (2) 2014年頃、基金助成金にかかる根拠資料がなかなか揃わず、大学職員とのやりとりの中で、研究費の返還を申し出たことがありますが、難色を示されたため、大学としては基金助成金の返還手続を望んでいないものと理解しました。

(3) 私は、2015年度以降、多忙のため、既に提出済の根拠資料（領収書等）と提出未了の根拠資料が未整理の状態になっていました。そのため、既に根拠資料として提出済であるか否かを十分に精査することなく、基金助成金の支出根拠として既に提出済の資料（領収書等）を2月に教研費あるいは総研費の根拠資料としてまとめて提出し、または、2月に教研費あるいは総研費の支出根拠としてまとめて提出した資料を基金助成金の根拠資料として提出してしまっていました。

### 3 私的流用の事実は一切ないこと

(1) 本件処分は、私の重複申請について私的流用があったことを前提とするものですが、そのような事実は一切ありません。なぜなら、研究費が入金されていた私名義の普通預金口座は、■■■■■■円程度の残高が維持されており、入金された研究費はそのままプール（保管）されるだけで、生活費等に費消されるという状態になっていないからです（文末注釈1）。

経済的には余裕があり、研究費を生活費その他私的な支出に充てる必要も動機も全くありませんでした。本件処分で私的流用があったと認定された金額は6732円ですが、このようにわずかな金額を得るために意図的に重複申請を行うことなどありません。

(2) また、研究費として請求していない研究目的の支出が多数ありました。2018～2020年頃に限定するだけでも、このような支出は日本円にして140万円を超えていました（甲4各号）。さらに、証拠として提出まではしていませんが、2018～2019年には、研究目的で東京とニューヨークに滞在するための各種の研究旅費（約450万円）もあります（文末注釈2）。

仮に百歩譲って■■■■■■円ほどの残高のある私名義の普通預金口座から、重複申請が行われた金員分が優先的に費消されると考えたとしても、重複申請があるとされた研究費の額を遥かに上回る研究目的上の支出がある以上、私的流用は成り立たないはずです。



#### 4 小括

以上のとおり、本件処分で問題になった重複申請に関しては、根拠資料の未整理や私の注意不足が原因になっているのは確かですが、私個人として、故意に重複申請したり、重複申請によって支給された研究費を私的に流用したりといった事実は一切ありません。

### 第3 本件処分にかかる事実経過

#### 1 重複申請の発覚と呼出

(1) 私は2018年9月から研究休暇（サバティカル）を取得しており、同月から2019年2月までは東京に滞在して日本銀行金融研究所の客員研究員として、同年3月からはアメリカニューヨーク州に滞在してコロンビア大学の客員研究員として研究および発表活動を行っていました（文末注釈3）。

(2) カナダで開催される国際学会で研究発表をするため、2019年6月26日から私はカナダに滞在していましたが、同月28日、岡田経済学部長からメールがあり、2018年度の個人研究費について科研費との重複申請があることが発覚したため帰国するようにと要請されました。そのため、私はカナダの国際学会が終了してニューヨークに戻り次第、可能な限り早く帰国する旨返信しました。

なお、当時、大腸がんを患って抗がん剤治療中だった母の容態が芳しくなく、父を通じて、主治医からは「保って来年の春まで」と診断されていると聞いていました。重複申請にかかる調査に協力することはもちろん、母の看病・付添もできると考えての帰国でした。

(3) 2019年7月6日に帰国し、同月8日には岡田経済学部長と面談しました。その場で、2018年度の重複申請について注意を受け、始末書を提出するよう要請されました。このため、作成して提出したのが丙3号証です。同書に記載のとおり、本件にかかる重複申請は、いずれも「申請済みかどうかの確認を怠り、誤って二重に申請してしま」ったものです。とはいえ、私の過失である

ことは疑いなく、重複申請があったのであれば学校に申し訳ないし、正さなければならぬと思いました。

- (4) 翌9日、岡田経済学部長同席のもと、長坂学長と面談し、今後同じ問題を起こさないようにと注意を受けました。さらに11日、長坂学長と吉沢理事長から呼び出しがあり、2017年以前にも重複申請があったとの指摘を受けました。重複申請があったとすれば、前述のとおり、根拠資料の未整理や私の注意不足が原因であり、いずれにせよ申し訳ないという思いから、聴き取りの席で、理事長や学部長に謝罪したことを覚えています。
- (5) この間、闘病中の母を見舞うために大阪の実家を訪れましたが、容態は芳しくなく、父からは余命幾ばくも無いと告げられました。私は重複申請にかかる聴き取り調査に対応しながら、病床の母の看病にもあたりました。母の容態は悪くなるばかりで、7月13日には、福岡県に住む父の姉（伯母）が来阪してくれ、看病にあたることになりました。伯母はしばらく大阪に滞在してくれるとのことで、私には研究に専念するようと言ってくれました。私は7月18日から20日にかけてコロンビア大学とニューヨーク連邦準備銀行が主催する金融政策についての国際カンファレンスで研究報告を行う予定になっていたため、伯母に感謝しつつ、後ろ髪を引かれるような思いでニューヨークに戻りました。

## 2 研究休暇の終了と調査の本格化

- (1) 研究休暇の終了に伴う帰国は、当初、2019年9月30日の予定でした。しかし、父より、母の容態が急激に悪化している旨連絡があったため、予定を切り上げて同年9月18日に帰国することになりました。帰国からほどない26日には中井副学長らと面談しています。ここでも私は、今回の重複申請に関しては、根拠資料の未整理や注意不足が原因になっていると説明しています(丙2・2頁)。

また、同月30日にも吉沢理事長、長坂学長と面談しており、10月に予定

されていた日本金融学会での討論に関して参加を辞退するよう求められました。研究発表者が、以前、私の研究の討論を引き受けてくださったことから、私が参加したい旨を申し述べると、長坂学長から、「参加するとあなた本当に終わりますよ」と語気強く告げられ、最終的には、指示に応じざるを得ませんでした（文末注釈 4）。

(2) 2019年10月1日には、甲南大学からの要請に応える形で「重複申請について」と題する書面（丙6）、同月3日には「反省文」の素案を提出しています。「反省文」については内容の修正があり、最終的に確定したものの提出は同月29日になりました（丙7）。

これらの文書については、この当時の私の認識や心情を表したものであり、記載した事実関係そのものに偽りはありませんが、やや誤解を招く表現もあることから、次のとおり、若干補足を加えます。

#### ア 前提

まずご理解頂く必要があるのは、私はプロテスタントのクリスチャンであり、今回の重複申請が発覚してからは、日頃より精読している聖書の記述と自らの落ち度を重ね合わせる事がとりわけ多くなっていました。具体的には、聖書の下記記述等を強く意識していたといえます。

#### “人類の罪

18 不義によって真理の働きを妨げる人間のあらゆる不信心と不義に対して、神は天から怒りを現されます。（中略）29 あらゆる不義、悪、むさぼり、悪意に満ち、ねたみ、殺意、不和、欺き、邪念にあふれ、陰口を言い、30 人をそしり、神を憎み、人を侮り、高慢であり、大言を吐き、悪事をたくらみ、親に逆らい、31 無知、不誠実、無情、無慈悲です。32 彼らは、このようなことを行う者が死に値するという神の定めを知っていながら、自分でそれを行うだけではなく、他人の同じ行為をも是認しています。“

（新約聖書「ローマ信徒への手紙」1章18節、29～32節）

本件重複申請に関しては、私の落ち度そのものが聖書が述べる「不義」であると考え、「罪」であるとも感じていました。深く自省する過程で、根拠資料提出当時の自身の認識からどんどん離れていき、「不義」や「罪」の観点から回顧的、結果的に事実を解釈するようになっていきました。

前述のとおり、重複申請発覚後は学長等からの呼び出しや注意叱責の機会が重なり、また、大学に迷惑をかけてしまっているとの思いからも、反省の意を示すことで問題を早く収束させたいという焦りがありました。加えて、母の容態が日に日に悪化していく中での精神的な疲弊も蓄積されていきました。

その結果として、「重複申請について」と題する書面（丙6）や「反省文」（丙7）については、いま思えば、過度に自罰的で誤解を与える表現になってしまったと考えています。

#### イ 「動機」との表現について

重複申請について「動機」という表現を用いていますが（丙6、丙7いずれも2頁以下）、これは、重複申請を意図的・計画的に行ったという趣旨ではありません。ここにいう「動機」は、既に根拠資料として提出済であるか否かを十分に精査することなく、基金助成金の支出根拠として既に提出した資料（領収書等）を教研費あるいは総研費の根拠資料として提出してしまったこと（「年度末に研究費が余ってしまった際、「駆け込み的に消化する」ということ）の理由ともいうべきものでした。言うまでもありませんが、私的流用の「動機」でもあり得ません。

#### ウ 「歪んだ欲望」という表現について

重複申請に関して自省する中で、今回のような事態を招いたのは、研究費を年度末に「駆け込み的に消化」していたこと、つまりは意図しない重複申請により、結果として未消化の研究費を返却しなかったという事実そのものを重く受け止めました。ではなぜ未消化の研究費を返却しなかったのかといえば、そこには多忙さゆえに大学職員とのやりとりや手続を忌避しようとする怠惰な気持ちなどがどこかにあったからではないかと考えるようになりました。そしてこの

こと自体、先に引用した新約聖書の「人類の罪」の一つとして挙げられる「貪り」の心境がどこかにあったことによるものではないのかという考えから、これを「歪んだ欲望」と表現したものです(丙6、丙7いずれも2頁および5頁)。

本件重複申請によって、私利を貪ったという趣旨ではありません。

エ 「研究資金を手元に置いておくようなやり方」という表現について

「年度末に大学の研究費を使いきれなかった際、重複申請を通じて研究資金を手元に置いておくようなやり方」(丙6、丙7いずれも3頁)という表現についても、「歪んだ欲望」という表現と同様に、後から振り返れば結果としてそうなっているということであり、重複申請の当時、このようなやり方を企図していたという趣旨ではありません。

オ 「欺きの罪」という表現について

「歪んだ欲望」と「研究資金を手元に置いておくようなやり方」という表現に関して述べたところとほぼ重なります。「欺きの罪」という表現は、先に引用した新約聖書の「人類の罪」の一つとして挙げられる「欺き」が念頭にありました。本件重複申請について回顧的に考察したものであり、重複申請の当時、重複申請であることの認識は全くありませんでした。

カ 小括

以上のとおり、「重複申請について」と題する書面(丙6)や「反省文」(丙7)は、本件重複申請を意図的・計画的に行ったという趣旨の文書ではありませんし、私的流用を認めたものでもありません。

(3) 2019年10月11日にも中井学長らのヒヤリングがありました(甲17の1)。その席上でも確認不足、不注意による重複申請ということについてはいずれも事実として認めましたが、このような重複申請を意図的にやったかということに関しては、「科研費というのは自分の中では意図はしていないので」と明確に否定しています(丙16の1・5頁3行目)。このような私の回答については、同席した上田監査部長も「科研費は繰越しが可能なので、あえて意図的にやる動機はなかったというか、必要ないというようなこともお話。」と述べ、

同意してくれているように感じました（丙16の1・6頁11行目）。私的流用に関しては、そもそも質問自体がありませんでした。

### 3 大学を通じた文科省の追及と母の死

(1) 中井学長を中心とする面談ないしヒヤリングが重ねられる中、2019年1月15日、長坂学長から呼び出されて面談をしました。その場で、長坂学長から、本件重複申請は文科省に対する報告事項にもなっているが、その際に2017年に理工学部であった研究費不正の件が蒸し返され、文科省の担当者から叱責されたこと（文末注釈5）、文科省からは私だけでなく甲南大学の全教員について研究費不正がないか再度徹底的に調査するよう指示されたこと、大学の認証評価があることから甲南大学として文科省に従わざるを得ないこと等のお話があり、このような事態は「甲南大学存亡の危機だ」とも告げられました（文末注釈6）。確認不足、注意不足に端を発する私の重複申請が大学全体に影響を及ぼしていることを聞かされ、申し訳ないとの思いがますます募るとともに、できる限り大学に迷惑をかけない形で問題を収めたいという思いがさらに膨らんでいきました。

(2) 長坂学長との面談があった頃は、闘病中の母の容態もますます悪くなっていました。がんが肺を含め全身に転移し、もはや言葉を発することもできず、意思疎通の手段は筆談しかありませんでした。母が私の手帳に「命」という一文字を書いたことがあり、私が「命を大事にせんといかんちゅうことやね」と聞くと、母は私を見つめ、涙を流しながら何度も小さく頷いていました。

それから数日後の11月25日、母は永眠しました。

(3) 年が明けた2020年2月10日、長坂学長、岡田学部長と面談しました。そこでは、「中島先生だけの問題というわけではないのだが、問題が収束しない」、「本学は小さい大学であるので、規模の大きい大学よりも負の影響が大きく脆い。大学関係者や卒業生、そして学生全員に対して反省の気持ちを持ってもらいたい」、「本調査終了後、一定の懲戒処分を下すことになるため4月以降、2

020年度前期の授業を担当させない」といった注意ないし通告を受けました  
(文末注釈7)。

(4) 前述のように、重複申請にかかる調査にあたっては、中井副学長を中心とするヒヤリングと並行して、学長、学部長との面談およびその場での大学の苦境等に関する詳細な説明や注意、叱責がありました(文末注釈8)。さらに、私事ではありますが病床の母の看取り等もあったことから、この頃には、精神的な緊張が極限に達していました。「自分の居場所」であるとも思っている大学に迷惑をかけており、申し訳ないという思いが常に胸にあり、早く問題が収束してほしいと強く願うばかりでした。

もっとも、真実を希求するという研究者の性状を裏切ることはできませんので、一連の調査を通じて、事実にかかる嘘偽りは一切言っていません。このことは、本件訴訟を通じても変わりません。

#### 4 調査の認定通知と諭旨退職処分

(1) 重複申請に関するヒヤリングは2020年5月まで断続的に続けられ、その間、大学側の求めに応じて普通預金口座の残高証明等も提出しました。調査の締めくくりとでもいうべき2020年5月14日のヒヤリング(甲17の2)では、再び重複申請の意図性が問われましたが、「金額が少ないんでやる意味がないというふうにしか。」と否定しました(丙16の2・5頁21行目)。私的流用についても、「私的に流用はしていません。」(丙16の1・14頁11行目、丙11・4頁、丙9の4・1頁)と明確に否定しています。

(2) 2020年5月26日、調査の認定通知書(甲5)を受領しました。そこには、私が一連のヒヤリングで一貫して否定していた私的流用に関して、これを認定するとの内容が記載してありました。このような認定内容が私の認識と異なることは言うまでもありませんが、前述のとおり、当時の私は、自らの不注意によって大学に迷惑をかけてしまっているとの思いや、母の看取り等で精神的に疲弊しきっており、問題を早く収めたいという思いから、認定通知そのもの

を争うという考えには至りませんでした。もちろん、本件処分のように、私に明確な不利益が生じると分かっていたら別ですが、当時は、私的流用に当たるとの大学の認定が、本件処分にそのまま繋がるとは思ってもいませんでした。

いま思えば甘い考えではありますが、調査に全面的に協力し、誠意をもって真実を答えている以上、まさか真理を希求する研究機関（大学）において、真実に反する処分が下されるはずがないと信じていたのです。

2020年6月26日にも弁明聴取手続がありましたが、ここでも「実際、私自身が何かこのお金でもって何か生活の足しにしようとか、そこまでは金銭的に困っていませんし、そんなやらないといけないような状況には全然ありませんから、やっぱりそれは何か私的流用は僕自身は、それはやってないというふうにはしか言いようがないんですね。」（丙16の3・15頁30行目～16頁3行目）と説明をして、私的流用について繰り返し否定をしております。

- (3) 2020年8月20日、甲南大学から諭旨退職処分が下されました（甲6）。重複申請そのものは私の落ち度にほかなりませんし、それまでの学長や学部長との面談等で大学に多大なる迷惑をおかけしているという認識がありました。甲南大学からの処分理由書（甲6）は、つぶさに見れば私の見解とは相違する点もありますが、**私的流用との記載が一切なかった**こともあり、問題をこれ以上大きくしないようにとの一念から、異議を述べることなくそのまま受け入れることとしました（**文末注釈9**）。先に述べたとおり、精神的な疲弊は限界で、甲南大学との紛争に踏み切るまでの余裕はとてもなく、休息が必要であったという事情もあります。退職届を提出したのは同月26日でした（**文末注釈10**）。

#### 第4 本件処分とその後の経過

- 1 令和2年10月12日、所用で大学に赴いた際、本件処分を含む一連の処分ないし命令通知書（甲7～9）を受領しました。

10年間にもわたる研究費不交付という重い処分に驚きつつ、支援者の方々のお力添えを得ながら精査を進めていくと、本件処分は、**甲南大学が懲戒事由**



**としなかった私的流用を前提にしたもの**であるということが分かりました。しかしながら、前述のとおり、私は私的流用など一切しておりませんし、調査の過程で認めたこともありません。

- 2 本件処分当時、私は45歳で、知識と経験も蓄積され、研究者として最も精力的に研究に邁進し、活躍できる年代に当たります。しかしながら、私の研究分野(データを使った経済現象の計量分析)では、少なくとも100万円程度、場合によっては数百万円にもなるデータを購入する必要があるため、本件処分の結果、新規の研究はいずれも完全に中断せざるを得なくなりました。最新のデータを購入して利用できない弊害は、近時投稿した論文がデータ不備を理由にリジェクトされるという結果にも表れています(甲18)。私が中断を余儀なくされた研究の中には、他の研究者と共に進めていた共同研究も多くあり、大変なご迷惑をおかけしている状況です。このような状況が10年間も続けば、計量分析家としての私の研究者生命は完全に断たれてしまいます。

さらに、日本学術振興会のホームページ上で、私的流用を行った研究者として私の実名が記載されてもいます。研究者としての社会的評価は地に落ちましたし(文末注釈11)、個人としても不名誉極まりないことであり、強い精神的苦痛を覚え続けています。また、私のこうした惨状を前に、家族や親族、友人、そして教え子たちは皆、ひどく心を痛め、心晴れない日々を過ごしてもいます。

- 3 以上の次第で、本件処分についてはその理由(私的流用)自体存在しませんし、処分そのものにもあまりにも大きな不利益があることから、その取消しを求めて本訴を提起することは避けられないことでした。

## 第5 終わりに

- 1 理解するという人の行為は understand、つまり「under-stand=下に立って支える」と英語表記されます。新約聖書の中では、神の子イエスが、社会から忌避され、見放された人々に対し、彼・彼女たちの洗足等を実践しながら「下に立って支える」ことを通じて、人が有する根源的な弱さや苦しみを理解し、

そこに寄り添おうとする姿が記述されています。このことから、各人が真理を希求する過程にあって、目の前の問題を本当に理解し、解決したいと心から願うのであれば、「人々が互いに下に立って、支え合う」ことが求められるとの考えから、understand の英語表記がなされている、とする神学上の一つの見解があります。この見解によるなら、「上に立って、思い通りに支配しようとする」意向のもとでは、人は問題を本当に理解し、解決することは叶わない、ということになるのです。

2 本書内でこれまで述べてきた今回の重複申請に関わる各論点は、程度の差こそあっても、本質的には、日本の研究者全員が潜在的に直面している問題であると考えています。なかでも不正使用の罪を犯したとして、研究機関だけでなく日本社会から忌避され、見放されてきた日本の研究者にとっては喫緊の問題である、との思いを有しながら、この二年間、本訴訟を追行してきました。

3 私が疑問に思っていることは、被告および補助参加人が、調査の過程において、上述のような understand が有する「下に立って、支え合う」という本義において、各研究者の不正使用の様態を本当に理解し、その問題を真摯に解決しようとしていたのだろうか、という点なのです。

たとえ研究者に落ち度があったとしても、被告と補助参加人による誤導に基づいた事実誤認についての調査内容の問題（文末注釈 12）、私的流用のみならず不正使用の定義不備や理由不備に関わる調査制度上の問題（文末注釈 13）、そして研究費の管理運用という研究費のあり方そのものに関わる問題を前に（文末注釈 14）、私は日本社会で生きる一人の学者として、これらの問題を放置させて良いとは到底思えないのです。この私の思いは、問題を放置し続けることで、様態こそ違っても、私と同じような研究者がこの日本社会で再び現れてしまうのではないか、という危機感に基づいています。

4 以上より、裁判所におかれましては、ぜひとも「下に立って、支え合う」という understand の本義において、真実を見極め、公正な判決を下されますようお願い申し上げます。

## 文末注釈

- 1 2020年3月の調査時に、甲南大学より普通預金残高証明書を提出するよう要請され、同年4月に提出する。なお、当時、私は普通預金残高とほぼ同額の証券投資による運用資産をも保有していた。運用資産の証明書も必要かを大学に確認したところ、普通預金残高の証明書だけを提出するよう大学から求められた、という経緯がある。
- 2 したがって、私は、甲南大学によって不正使用があったと認定された2015年度から2019年度にかけて約600万円の私費を自らの研究に投じていたことになる。同様の点は、**訴状の文末注釈1**(17頁)、および

<https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima Notice 20230928 2ndRev1005.pdf>

の **Note 1**(7頁)にも記載している。

- 3 日本銀行とコロンビア大学ともに、研究のための素晴らしい環境を与えてくれたこともあり、研究休暇中は、寸暇の時間を惜しんで、共同研究者達との研究に没頭する日々を過ごすことができた。ここに、素晴らしい研究環境を与えてくださった日本銀行とコロンビア大学の関係者全員に感謝の念を伝えたい。本当にありがとうございました。皆さまには、また御会いした際に、直接御礼を申し上げる所存です。
- 4 私が現在(主に、裁判協議日直後に)悩まされているフラッシュバックに関する事柄の1つでもあることから、以下、この点を詳細に説明したい。

2019年9月30日、突然、吉沢英成理事長と長坂悦敬学長より、10月12日に神戸大学で予定されていた日本経済学会での研究発表と10月22日に甲南大学で予定されていた日本金融学会での討論に関して、面談要請の連絡が来る。

当日の面談では、まず、長坂学長より、「神戸大学での研究発表は学外で行われるので、その場での発表は中島さんの任意である。しかし、甲南大学で実施される討

論に関しては、当日、私が懇親会で挨拶をすることもあり、学会に出席しないでいただきたい」という要望が伝えられる。

この長坂学長からの要望に対し、「甲南大学の討論は、テーマ的に私にしか出来ないものであるだけでなく、以前、多忙の中であって、私の研究発表の討論を引き受けてくださった方からのものでもある。討論後、発表者の方に挨拶をしてすぐに帰宅するし、懇親会に出席するようなことはしないので、せめて、討論することだけは許して欲しい」と願い出ると、学長より、「あなた討論に参加すれば、ほんとに終わりますよ」とフロア一帯に響き渡る**大声での恫喝**を受ける。

この大声での恫喝の後、吉沢理事長より、「討論内容を座長に代読してもらう形を取ってはどうか」との提案を受ける。すぐには返答出来ず、その場で幾度となく悩んだ後、「承知しました。実母の様態が非常に厳しいですので、それを理由に座長に代読を依頼いたします」との**苦渋の決断**を声を絞り出しながら吉沢理事長と長坂学長へ伝える。

この後、長坂学長より、「座長は関西学院大学の方なので大丈夫でしょう。京都大学の私の研究上のボスも事件を起こして2年で復活した。これは、中島さんを再生させるための提案である。我々も全面的に協力する。共に頑張ろう」という旨を揚々と言い渡される。そして、吉沢理事長より、「今は、大学内の授業や業務に専心して欲しい」という趣旨の言葉を受けて面談を終える。この理事長・学長面談の直後、「**落ち着いて経済学の研究に専念出来る日は戻ってくるのだろうか**」という不安が帰国早々に襲いかかり、悄然としたことを、当文を記している今のこの時点においてさえ鮮明に思い出される。

なお、「甲南大学研究費不正の通報・告発に関する規程(2021年10月29日)」の第16条の1には、「**単に通報・告発されたことを理由に、被通報・告発者に対し、不利益な扱いをしてはならない**」と記されている。したがって、この規定に従えば、上記の日本金融学会の秋季大会のみならず、その権力を用いることにより、下記**注釈7**にて私に不当に授業を担当させなかったこと、および、**注釈8**にて春季大会への参加を私に不当に辞退させたことは規定違反になる—より具体的には、**パワーハラスメントに該当する一**—ではないか、と想察している。

5 「2017年に理工学部であった研究費不正の件」は、私の誤解に基づいている。「**2017年に文部科学省より指摘された甲南大学の公的研究費の受入・使用状況についての不履行に関する問題**」が正しい。同面談の際、長坂学長が「(2017年の公的研究費の受入・使用状況についての)“履行”の問題」と述べておられたのを、私が「“理工学部”の問題」と誤解したことによる間違いである。こうした誤解の理由には、理工学部のことを「理工」(経済学部のことを「経済」、経営学部のことを「経営」等々)と略して言及することが、慣例であったことが挙げられる。

なお、公的研究費の受入・使用状況について、大学が不履行の状態にあったことを、2017年当時、文部科学省より指摘された事実そのものについては、私の知る限り、大学内で共有されておらず、したがって、当時のフロンティア研究推進機構の機構長を含む大学執行部によって隠蔽されていた点はここに記しておきたい。

後述**注釈6**の学生自死の問題と併せ、当の公的研究費受入・使用状況に関する不履行の問題が、これらの問題の責任者でもあった長坂理事長および中井学長による私への調査や懲戒に有意な影響を与えたであろうことは推察に難くない。

6 後日、行政訴訟提起後に支援者の方から教示されたことであるが、2019年11月15日の長坂学長との面談前後に、**甲南大学の杜撰な対応が原因で、学園祭売上金横領の濡れ衣を着せられて自殺した学生遺族が、大学へ第三者委員会設置申入れを行い**(同年10月15日)、面談当日の11月15日には、遺族からの申入れを拒否する事態が進行していた。

私の実母が亡くなった11月25日の翌日26日には、遺族が文部科学大臣に第三者委員会設置を甲南大学に指導するよう請願書を送付し、12月12日には、全国学校事故・事件を語る会の会長が文部科学大臣に直接陳述してもいる。こうした状況の中、12月上旬に文部科学省の担当者が、甲南大学に調査・指導に来ており、それを機に、中井伊都子学長(当時副学長)を調査委員長とする不正使用に関しての本調査委員会が設置されている。

なお、学生は2018年10月に自殺しており、2020年3月に遺族がメディアを通じて大学の対応を告発するまでの約一年半に渡り、大学外はもとより、大学内でもこの事

件のことは隠蔽され続けていた。つまり、中井副学長は、この学生による自殺を隠蔽したまま、国連人権理事会諮問委員に就任し(2019年10月10日)、学長選挙に出馬、当選を果たしていたことになる(2019年11月29日)。

そこで現在(いま)、私は、たとえどういう背景があろうとも、自らが研究費の使用手続きを軽んじた、という過ちを犯したことを重々承知の上で、長坂理事長、中井学長に問いたいのです。あなた方は、自分たちの対応の過ちで生じた学生の自死を隠蔽し、帰国後の大学内外での私の教育・研究活動を強権的に禁止しつつ、私を不実の罪に貶めてまで、理事長と学長そして国連人権理事会諮問委員になりたかったのでしょうか。もしそうなのであれば、私はあなた方に再度問いたいのです。学生や仲間の存在を軽んじ、貶め、また、国民の眼を欺き、さらには、国の業務を妨害してまで実現したいあなた方の理想とはどんな理想だったのでしょうか。これらの質問はあなた方に対する私の怒りや憎しみから発したものではありません。通常の理性を有する人間であれば、誰もが有する当然の疑問です。

自らの経験上、「濡れ衣を着せられ、不実の罪を課される」というのは当人にとって筆舌に尽くしがたいほどの精神的辛苦を味わうこととなります。私自身がキリスト者であるということ、そして、何よりも支援者に恵まれたということもあるでしょう。幸いにも、私は、現在(いま)生きています。自殺した学生さんは20歳前後だったはずで、生きて経験したいことも多々あったことでしょう。御遺族もお子さんが生きる未来を見たかったはずで、それゆえ、せめて、自殺した学生さんの事件については、そこにどういった事情があったにしても、御遺族の御意思を尊重して差し上げてはいかがでしょうか。この私の提案は「ガバナンス」や「法的該当性(コンプライアンス)」に関わるものではありません。それらを包摂する「道義性・人倫」に関わるもののご理解いただければ幸いです。また、この提案は、甲南学園の創設者平生鈞三郎の「スチューデントファースト」の学園創設の理念にも適っていると考えております。

2022年5月には甲南医療センターで若手医師が過労によって自殺しました。甲南大学と甲南医療センターの理事会には、互いの理事が相乗りしている状況にもあります。それゆえ、2018年の学生さんの自殺、2022年の若手医師の自殺は、甲南グループに深く根付く「精神性そのものの問題である」と見ています。フランスの宗教哲学者の

ガブリエル・マルセルは、著作『存在の神秘』の中で、「現代人は壊れている」と述べていますが、私からは「**あなた方が壊れている**」ように見えてなりません。

私は創設者(平生釦三郎)の行いや思想に通暁してはおりません。しかし、現行の甲南グループのあり方は、逸話から知りえる「**自立自存・独立自尊**」とも云える彼の行動様式は言うに及ばず、「一人は万人のために、万人は一人のために」という彼がその設立に尽力した生協の標語から伺える「**隣人愛**」の理想からも大きくかけ離れているようにも見えます。どうか今一度、大学の首(かしら)としての「**道義的な在り方**」を御深慮願えれば、と切に願っています。

共同体内での地位や肩書き、あるいは共同体の歴史そのものが人の行いを意義付けるのではありません。**人の行いこそが地位や肩書き、共同体の歴史に何らかの意味を与える**のです。なお、云うまでもなく、これは自らへの警句でもあります。

7 上記**注釈4**で述べたように、「甲南大学研究費不正の通報・告発に関する規程(2021年10月29日)」の第16条の1には、「**単に通報・告発されたことを理由に、被通報・告発者に対し、不利益な扱いをしてはならない**」と記されている。したがって、この規定に従うなら、その権力を用いることによって、私に不当に授業を担当させなかったことは規定違反であり、より具体的には、**パワーハラスメントに該当する**のではないかと想察している。

なお、この2020年2月の学長面談では、これまでの調査は予備調査であり、以後、「**過去10年分すべての研究費の使途**」について本調査を行うことになるため、本調査へ協力するよう要請もなされた。そして、この学長面談を契機に、「授業に穴を開けてしまい経済学部と同僚に申し訳ない」という罪悪感と共に、「2019年9月の帰国以降、母の危篤や死去が重なる中、どんなに心身が辛くとも、過酷な調査に誠実に協力してきた。それにも関わらず、以前と同じ、もしくはそれ以上に過酷な調査をまた行わないといけないのか」という徒労感と絶望感が自らを襲う。

**本面談以降、帰国後の心身の緊張や疲労が一拳に噴出する**かのように、手足が冷たく、身体に血が通っていないような感覚と併せ、足が地に着いていない浮遊感を覚えるようになる。後頭部が常に重たく、意思に反して身体が思うように動かない中、起床

出来ない日々が到来する。

他方、こうした心身の不調下にて、「目の前の問題から現実逃避する」かのように研究のことばかりを考えるようになる。大げさな物言いに聞こえるかもしれないが、この当時の私にとって、「研究のことを考えているときだけ」が「心休まる時間」であった。

2020年3月に開始した本調査に際しては、極度の緊張の日々の中、「こんな細かい調査をすることにいったい何の意味があるのか」という空虚感も相まって、私の心身の疲労は当の調査時、頂点に達していた。それにも関わらず、本調査に対峙する当時の自分を支えていたのは、ひとえに、「調査が滞ることで、甲南大学の平穏がさらに乱される事態だけは避けねばならない」という決意であり、「どんなに心身が疲弊しようとも、中井学長を中心とする調査委員会をこれまで同様に信頼し、調査を乗り切ろう」という意志であった。そして、この本調査期間が、最も辛く苦しい日々であり、現在の私にフラッシュバックの症状—当時の調査状況が突然、目前で展開され、吐き気と眩暈と共に、動悸が生じる症状—をもたらす原因の1つともなっている。

- 8 2020年3月には、中央大学にて5月開催予定の日本金融学会での討論を引き受けたことを調査委員長の中井副学長(同年4月より学長就任)と岡田経済学部長より強く咎められる。この討論を引き受けたのは同年1月下旬であり、新年度の5月には全ての問題が解決しているはずだ、との思惑から引き受けた依頼であった。

中井委員長と岡田学部長より、「なぜ事前に確認をしなかったのか」と咎められる一方、「まるで**犯罪者であるかのごとく扱われた**上で、すべての外部活動において逐一許可を得ないといけないのか」との不満が頭をもたげる。さらに、**注釈4**にも記載しているように、「前年9月の吉沢理事長と長坂学長との面談の場で、学外で実施されるのであれば学会への参加は任意であると述べていたではないか」との大学の方針の一貫性の無さに対して批判の念が生じてもくる。

しかし、**注釈7**に記載したように、「大学と対立して、問題を大きくしてはならない」という従来からの想いと併せ、反論するだけの気力と体力そのものが無かったことから、両者の言い分をすべて受け入れた上で、金融学会に討論の断りを入れることとなる。コロナ渦において、結局、5月の日本金融学会の開催は中止されるに至ったが、**注釈4**および**注釈7**の事案同様、本事案もまた、「甲南大学研究費不正の通報・告発に関する規



程(2021年10月29日)第16条の1に照らせば、私へのパワーハラスメントに該当することになる。

しかし、たとえ上記のような事情があったにしても、私を討論者に指定して下さった方々および学会の関係者の方々には、この場を借りて、心よりお詫びを申し上げます。また、御会いした際には、直接、皆さまにお詫びを申し上げる所存です。

- 9 甲南大学による諭旨解雇処分を受け入れた当時の私の想いや**私的流用が解雇事由に含まれていない事実**については、**注釈2**と**注釈6**で紹介した以下の資料(1頁から3頁)も参照されたい:

[https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima\\_Notice\\_20230928\\_2ndRev1005.pdf](https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima_Notice_20230928_2ndRev1005.pdf).

なお、大学による諭旨解雇処分は、長坂理事長(中井学長同席)より対面にて、解雇通知書に記載された処分事由を読みあげられた上で、直接言い渡された。仮に、私的流用が処分事由に含まれていたなら、一貫して私的流用を否定していたことから、いくら私の心身の状態が万全でなく、大学の方針に恭順しながら問題を大事にしてはならない、と考えていたにしても、さすがに、目の前で解雇の処分を下そうとしている相手に対し、「なぜ私的流用が処分事由に入っているのか」と処分言い渡しの場で問うたに違いない。

それゆえ、後日2020年10月12日、研究費の管理や本件の調査にまったく関係のない経済学部職員から、日本学術振興会の処分通知書が手渡された際、その趣旨について当人から何の説明もなされなかったことから、通知を受け取って暫くの間、私はなぜ国からこれほど重い処分を課されているのか理解しえなかった。

そもそも、懲戒委員会のメンバー全員は、解雇事由に私的流用が入っていないことを当時、知っていたのであろうか。知っていたならば、日本のアカデミアの処分基準に照らして、どういう経緯、どのような理由で彼らは、私への諭旨解雇処分が妥当だと考えていたのであろうか。一方、知らされていなかったならば、一部の人間が不正に私的流用を解雇事由から除外していた、ということにもなる。

大学の調査委員会と懲戒委員会、両方に関わっているのは、長坂理事長と中井学長、そして村嶋貴之副学長である。したがって、**なぜ、国への処分勧告には私的流用を入れておきながら、大学による私への解雇処分には入れていないのか**、という疑問に答えることができるのはこの御三方ということになる。特に、中井学長は両委員会の長でもある。今後、同様の問題が起きないためにも、この点は是非とも文部科学省および関係省庁の監督下—あるいはその他の誠実な第三者—にて検証していただきたい。

- 10 諭旨解雇後の2020年9月に甲南大学より公表されたプレスリリースや新聞報道では、**あたかも、「私的流用によって諭旨解雇の処分が下された」**かのような記載内容となっている。しかし、**注釈9**で上述のように、諭旨解雇の処分には、私的流用がその処分事由に入っていない。

また、中井学長の文責として報告されている文部科学省ホームページ内の事例報告もプレスリリースや新聞報道と同内容の記述が展開されている。この事例報告は、中井学長による日本学術振興会への報告書(学術振興会が書証として訴訟内で提出した乙3号証)同様に、内容はもとより、そもそも報告されていたことさえ私には通知されていない。私から見れば、「自らの全く関知しないところ」で「秘密裏に」、国に対して報告がなされている。

さらに、大学によるこれら全ての対外報告・報道において、「**若い研究者への研究支援が動機である**」とする記述があるが、2020年6月26日の懲戒委員会の場にて、「若い研究者への研究支援が動機であるのか」とする平野欽一郎専務理事からの質問に対し、私は、「(今回の事件に関わらず)若い研究者の助力になりたい、という想いは(自らの信条にあって)常にありました。しかし、それは(今回の事件の)動機としておかしいですね」と、中井学長の顔を見ながら、明確に口頭で否定している。それにも関わらず、私の諭旨解雇後の同年9月に、甲南大学は「私が口頭で否定している動機」を、「私の関知しないところ」で「秘密裏に」、プレスリリースや報道機関を通じて公表している。こうした誤解や風説を招きうる大学の公表姿勢は、極めて悪質である。この点、**注釈9**の問題同様、誰が、どのような経緯で、こうした「**悪質な公表**」を行ったのか—録音データの原本および議事録を精査の上で—是非とも検証していただきたい。

- 11 2020年8月の諭旨解雇以降の私の状況については、**注釈2**と**注釈6**および**注釈9**で紹介した以下の文書内の **Note 3** (8頁),

<https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima Notice 20230928 2ndRev1005.pdf>,

もしくは,

<https://kiyotaka.sakura.ne.jp/For NERI 20231026.pdf>

を参照されたい。

なお、本行政訴訟の和解案に沿えば、**すでに私は科研費を含む全ての公的研究費への応募申請資格を回復させている現況にある**。しかしながら、甲南大学の報告書の訂正を含め、国側の決済手続きに多大な時間が要されていることに加え、そもそも所属研究機関が無いことから、残念ながら来年2024年度の科研費への応募申請を見送らざるを得なかった。

同時に、2023年8月、当方より、「研究機関への就職活動を行いたいので、無給で良いので籍を置かせていただけないか」との依頼を、代理人を通して、甲南大学に申し出たが、大学からの提案は「甲南大学の所属教員を通じて、日本学術振興会の特別研究員になってはどうか」というものであった。周知の通り、日本学術振興会の特別研究員は博士号取得から5年以内の「若手研究者が資格を有す」ものである。したがって、私は「とうの昔に」資格を失っている。こうした「**首を傾げざるを得ない提案**」が甲南大学よりなされた事実はここに付しておきたい。**注釈6**にも記したように、大学が深刻な実存的問題を抱えていた—あるいは現在も抱えている—のではないかと推察される次第である。

- 12 2023年1月20日付けの原告第6準備書面(2頁)にて私が主張した点である。以下、正確を期すべく当該箇所を抜粋する：

『3 補助参加人側の私的流用にかかる説明は不正確であり、原告に対する**誤導**になっている

(1)補助参加人側の参加者(中井伊都子副学長、上田勝弘監査部長ら)は、私的な金銭の出入りのある銀行口座に重複受領にかかる研究費が入金されたという事実があれば、入金された研究費の用途を明確に証明できない限り、私的流用と認定される旨の説明を繰り返し(丙16の2・11頁15行目～)、あたかもこれが公的な見解であるかのようにすら発言している(丙16の2・12頁7～10行目)。

(2)しかしながら、このような補助参加人側の説明は不正確であり、原告に対する**誤導**になっている。

まず、従前より主張しているとおり、**研究費の私的流用については公的な定義および構成要件が存在しない(甲13)**。したがって、**私的流用の認定に関して公的見解があるかのような説明そのものが間違い**である。(後略)

(3)このように、私的流用に関する補助参加人の説明は誤っており、そのため、原告においても回答にあたって混乱を来たした形跡が見受けられる。もっとも、次のとおり、原告は私的流用の意図および事実について一貫して否定している。』

そこで、**注釈6**と同様の趣旨の問いとなってしまいますが、私は、中井学長にやはり問わずにはいられないのです。私的流用の公的定義が存在しないにも関わらず、それが存在するかのように私に嘘を述べてまで、あなたは学長そして国連人権理事会諮問委員でいたかったのでしょうか。また、そうした嘘を述べてまでして実現したいあなたの理想とはどんな理想だったのでしょうか。これらは、極めて自然な質問です。決して、あなたに対する私の怒りや憎しみから発したものでないこともここに付言しておきます。

13 私的流用の定義不備については、上の**注釈12**および**訴状の文末注釈3**(18から19頁)に記載した通りである。そこで、ここでは、国(文部科学省)による**不正使用の定義(故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金**

の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう)そのものが不明である点について以下、補足を行う。

まず、この論点については、被告による『「故意若しくは重大な過失による」は「競争的資金の他の用途への使用」だけでなく「競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用」にもかかる』(2022年11月28日付けの被告準備書面(8)第2の1)とする主張が前提となっていることに留意されたい。その上で、私は、2023年1月20日付けの原告第6準備書面(9頁)にて以下のように主張している：

『(前略)「故意若しくは重大な過失による」の部分は、「研究資金の他の用途への使用」のみにかかり、「研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用」にはかからないものと解される。

この点、文部科学省が作成した「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」(甲16)においても、「研究費の不正使用」の定義につき、

- ・故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用
- ・競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

として、**上記2つを明確に分けて記載**しており(甲16・6頁)、「故意若しくは重大な過失による」の部分は、「競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用」にはかからない。(中略)

したがって、被告の主張は誤りである。』

文部科学省が作成した「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」(甲16)は、本文末注釈の最後の頁に掲載しているので参照されたい。

- 14 2017年当時、公的研究費の受入・使用についての履行条件を甲南大学が満たしておらず、文部科学省から非難されていた点については上述の**注釈5**に記載した通りである。

甲南大学が補助参加人として本行政訴訟に参加した初日は、2022年6月14日の協議である。当日の協議時間のほとんどは、甲南大学の代理人弁護士に対する指示に充てられていたが、それらの指示の中には、(10年という)非常に重い処分を下しているからには、**当時の大学研究費の管理体制が「当該の処分に相応する」体制であったのか**(具体的には、私的流用の定義が大学内で存在したのか、立替払いを認めていたのか、研究者によってその私金が含まれる口座での管理が常態であったのか)、という点が重要であり、太田章子主任裁判官が代理人弁護士に、その点を準備書面にて明示するよう求める機会があった。太田主任裁判官によるこの指示は極めて理に適ったものであったと私と弁護団は考えている。

もっとも、これは一例に過ぎず、本訴訟を通じて、太田主任裁判官は一貫して理に適った指示を展開されており、私と弁護団による評価が高かった点をここに付しておく。原告としては、太田主任裁判官に対し、本訴訟に丁寧に関わり続けてくださったことそのものに深く感謝したい。

他方、甲南大学は、上記の太田主任裁判官の指示に従わなかったばかりか、ある時には主任裁判官に指定された準備書面の締切日を守ることもなく、2023年6月1日の人証まで約1年に渡り、私的流用があったと根拠なく主張し続けていた点についてもここに付言しておくこととする。私や大学および国家を含む「人や共同体の本性」は、ヤスパースが述べるようなある種の「限界状況」において—「いざ」というときに—否応無く、浮き彫りにされるのであろう。

## 別紙（時系列）

日付	出来事	書証	備考
2003.4	京都学園大学経済学部専任講師に着任		
2007.4	京都学園大学経済学部准教授に着任		
2008.4	甲南大学経済学部准教授に着任		
2014頃	大学職員に研究費の返還を申し出たが、難色を示される		
2014.4	甲南大学経済学部教授に着任		
2018.9	研究休暇開始		2019年9月まで
2018.9	日本銀行金融研究所（東京都）の客員研究員に着任		2019年2月まで
2019.3	コロンビア大学（アメリカNY）の客員研究員に着任		2019年9月まで
2019.6.28	重複申請について甲南大学よりメールあり、帰国を求められる		国際学会でカナダ滞在中だった
2019.7.6	甲南大学への調査協力のため帰国		母の容態が悪くなってきていた
2019.7.8	岡田学部長面談、始末書作成を求められる	丙3	
2019.7.9	長坂学長、岡田学部長と面談。注意を受ける		「今後同じ問題を起こさないよう」
2019.7.11	吉沢理事長、長坂学長より呼び出し、2017年以前の重複申請を告げられる		
2019.7.13	母の容態悪化。父に加えて伯母が看病に加わる		病気は大腸がん
2019.7.15	国際カンファレンスでの研究報告のため、渡米		
2019.9.18	帰国		
2019.9.26	第1回面談（中井副学長、平野専務理事、上田主任）	丙12	
2019.9.30	吉沢理事長、長坂学長面談		「あなた討論に参加すれば、ほんとに終わりますよ」
2019.10.1	「重複申請について」と題する書面作成	丙6	
2019.10.3	「反省文」の提出（修正があり、完成版は10月29日提出）	丙7	
2019.10.11	第2回面談	甲17の1	
2019.10.25	ヒヤリング	丙12	
2019.11.15	長坂学長面談		「甲南大学存亡の危機だ」
2019.11.25	母死去		
2020.2.10	長坂学長面談		「本学は小さい大学であるので、規模の大きい大学よりも負の影響が大きく脆い。大学関係者や卒業生、そして学生全員に対して反省の気持ちを持ってもらいたい」
2020.3.4	ヒヤリング		
2020.3.18	ヒヤリング		普通預金の残高証明などを求められ、4月上旬に提出
2020.5.14	ヒヤリング	甲17の2	
2020.5.26	調査の認定通知書受領	甲5	
2020.6.26	ヒヤリング	甲17の3	
2020.8.20	甲南大学より論旨退職処分	甲6	
2020.8.26	退職届提出		
2020.10.12	本件処分を含む通知文書一式受領（甲南大学で受取）	甲7～9	HP上での公表も精神的な苦痛となった
2021.4.9	本件訴訟提起		

令和3年（行ウ）第35号 決定処分取消等請求事件

原告 中島 清貴

被告 独立行政法人日本学術振興会

補助参加人 学校法人甲南大学

## 証拠説明書（8）

令和5年4月14日

大阪地方裁判所 第7民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 大川 真郎

同 弁護士 繁松 祐行

同 弁護士 柳本 哲亨



甲号証	標目	原本・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
18 の1	Referee Report	写し	R5.1.29	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	原告が近時投稿した論文につき、データ不備を理由にリジェクト（掲載拒否）されたこと
18 の2	英文和訳文（抄訳）	写し	R5.4.14	原告	甲18の1（Referee Report）のうち、原告の立証趣旨に該当する部分の和訳文
19	陳述書	原本	R5.4.14	原告	原告の主張全般



# Referee Report

January 29, 2023

[Redacted text block]

1. [Redacted text block]

2. [Redacted text block]

3. [Redacted text block]

[Redacted text block]

4. [Redacted text block]

5. This paper focuses on the firms in the manufacturing industry over a period from 2001 to 2014. We do not see a reasonable excuse why not including the data in recent years. [Redacted text block]

[Redacted text block]

6. [Redacted text block]

References

[Redacted references list]

5. 本稿では、2001年度から2014年度までのデータを基に、製造企業に焦点をあてた分析が行われている。しかし、最近のデータを使用していない合理的な理由が本文内に見当たらない。

# 研究費の不正使用、研究活動における 不正行為の防止について

甲第16号証

## 【主な説明内容】

1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは  
(研究機関等への影響、不正の定義)
2. 研究費の不正使用の防止に関する取組  
(科研費の取組、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正 等)
3. 研究活動における不正行為の防止に関する取組  
(科研費の取組、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 等)
4. 科学研究費助成事業実地検査の結果について
5. 研究倫理教育プログラムについて
6. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

# 1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用</li> <li>競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等</li> </ul>
主な例	<p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p> <p>※各研究分野の特性や、研究機関の規程においては、二重投稿や不適切なオーサーシップ等も不正行為として定義される場合がある</p>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月 文部科学大臣決定)</p>

## 6. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為 に関する相談窓口



# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

## 【科研費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口】

### ○文部科学省交付分

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室指導係

・直通電話:03-6734-4095   ・Fax:03-6734-4093

### ○日本学術振興会交付分

(独)日本学術振興会 監査・研究公正室

・直通電話:03-3263-1074   ・Fax:03-3237-8238

## 【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等に関する相談窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話:03-6734-4014   ・E-mail:kenkyuhi@mext.go.jp

競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を実施しています。

各機関において、体制整備、関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

## 【研究活動における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

・直通電話:03-6734-3874   ・E-mail:kiban@mext.go.jp

研究公正推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

## 【研究に関する不正の告発受付窓口】

### ○文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話:03-6734-4018   ・E-mail:chosei-k@mext.go.jp

### ○日本学術振興会 監査・研究公正室

・直通電話:03-3263-1074   ・E-mail:meyasubako@jsps.go.jp